

芦屋市職員定数条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者(市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項並びに<u>芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成26年芦屋市条例第 号)第2条及び第3条の規定により採用された職員を除く。)</u>を除く。)をいう。</p> <p>(1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の各事務部局</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校、幼稚園及び学校以外の教育機関</p> <p>(3) 消防署</p> <p>(4) 水道事業の事務部局</p> <p>(5) 病院事業の事務部局</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者(市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。))をいう。</p> <p>(1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の各事務部局</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校、幼稚園及び学校以外の教育機関</p> <p>(3) 消防署</p> <p>(4) 水道事業の事務部局</p> <p>(5) 病院事業の事務部局</p> <p>2 (省略)</p>

1-8-1

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は<u>芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成26年芦屋市条例第 号)第2条から第4条までの規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

芦屋市病院企業職員の給与に関する規程で定める内容

医療職給料表 (単位：円)

給号	級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員			479,700	616,000	

医療技術職給料表 (単位：円)

給号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員						388,900	444,900

看護職給料表 (単位：円)

給号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員						385,400	462,500

医療専門事務職給料表 (単位：円)

給号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員						373,400	438,400